

Q & A 一覧

1. 申請要件について

- Q 1 - 1 雇用維持支援金の申請者の要件を教えてください。
- Q 1 - 2 中小企業事業主とはどのような企業ですか。
- Q 1 - 3 雇用調整助成金の受給時には事業を営んでいたが、現在は廃業しています。雇用維持支援金の交付は受けられますか。
- Q 1 - 4 市外・県外に本社があり、市内の事業所において休業を実施しました。雇用維持支援金の対象となりますか。
- Q 1 - 5 市内に店を構える個人事業主です。私自身の住所は鹿児島市外にありますが、対象となりますか。
- Q 1 - 6 市内に本社があり、鹿児島市外の事業所において休業を実施しました。市外事業所での休業実施分についても、雇用維持支援金の対象となりますか。
- Q 1 - 7 市内に複数の事業所を有する1事業主について、事業所ごとに雇用調整助成金等を受給している場合、事業所ごとに上限額まで支援金の交付が受けられますか。
- Q 1 - 8 店舗を個人事業主2人で共同経営しています。どのように申請すればよいですか。
- Q 1 - 9 判定基礎期間に令和4年1月1日から3月31日まで以外の日付を含んでいる場合は、対象外になりますか。
- Q 1 - 10 判定基礎期間とは、何ですか。
- Q 1 - 11 令和2年、3年の休業分で、既に交付決定を受けたのですが、令和4年1～3月の休業分も申請できますか。
- Q 1 - 12 令和4年1～3月の休業分の代わりに、令和3年までの休業分で申請することはできますか。
- Q 1 - 13 令和4年1～3月の休業分をこれから申請しようと考えているのですが、令和3年までの休業分も併せて申請できますか。

2. 申請手続きについて

(1) 手続き全般

- Q 2 - (1) - 1 申請様式はどこで入手できますか。
- Q 2 - (1) - 2 申請は窓口でもできますか。
- Q 2 - (1) - 3 申請から受給までどれくらいかかりますか。振り込みにあたっては、通知がなされますか。
- Q 2 - (1) - 4 現金での受け取りはできますか。

(2) 提出書類

- Q 2 - (2) - 1 雇用調整助成金を各店舗単位で受給している場合、交付申請書（様式第1）の申請者名は支店長名でよいですか。
- Q 2 - (2) - 2 県外に本社があり、市内の営業所において休業を実施しました。交付申請書（様式第1）の申請者名は鹿児島営業所長名でよいですか。
- Q 2 - (2) - 3 個人事業主ですが、申請者欄の住所には、店舗の住所を記載するのですか、それとも自宅の住所を記載するのですか。
- Q 2 - (2) - 4 休業を実施した2店舗分の支援金申請にあたって、1枚の申請書にまとめて申請してよいですか。
- Q 2 - (2) - 5 雇用調整助成金について、鹿児島労働局への申請金額と支給決定金額が異なるのですが、本支援金の申請にあたっては、どちらの金額を記載すればよいですか。
- Q 2 - (2) - 6 交付申請書（様式第1）に記入する「判定基礎期間」はどの書類を確認すれば分かりますか。
- Q 2 - (2) - 7 交付申請書（様式第1）に記入する「助成金支給番号」はどの書類を確認すれば分かりますか。
- Q 2 - (2) - 8 休業を実施した2店舗分の支援金申請にあたって、申請書は店舗ごとにそれぞれ作成したのですが、誓約書（様式第2）もそれぞれ必要ですか。
- Q 2 - (2) - 9 労働局から受けた雇用調整助成金の支給決定通知書を紛失してしまった場合、どうすればよいですか。
- Q 2 - (2) - 10 労働局へ雇用調整助成金の支給申請を行った際の申請書類の写しを取っていない場合、どうすればよいですか。
- Q 2 - (2) - 11 「本人確認書類」は具体的にどのような書類が必要ですか。
- Q 2 - (2) - 12 「振込先口座が確認できる通帳の写し」は具体的にどのような書類が必要ですか。
- Q 2 - (2) - 13 ネットバンク等で紙媒体の通帳がないのですが、どのような書類が必要ですか。
- Q 2 - (2) - 14 店舗が市内と市外に複数あり、雇用調整助成金等の申請は、本支店分をまとめて本店で行い、支給決定通知を受けているのですが、支援金はどのように申請すればよいのですか。
- Q 2 - (2) - 15 労働局へ雇用調整助成金の申請中で、支給決定通知書がまだ届いていないのですが、先に申請ができますか。
- Q 2 - (2) - 16 申請書や誓約書に押印は必要ですか。

1. 申請要件について

Q1-1 雇用維持支援金の申請者の要件を教えてください。

- A. 次の全ての要件を満たす方が対象となります。
- ① 鹿児島市内に事業所を有する中小企業事業主
 - ② 鹿児島市内の事業所において、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う休業（教育訓練及び出向を含む。）を令和4年1月1日から同年3月31日（※）までの期間に実施し、当該休業に係る雇用調整助成金等の支給決定を鹿児島労働局長から受けたもの
 - ③ 支援金の申請日以降も市内において事業を継続し、雇用を維持する意思があるもの
 - ④ 破産法（平成16年法律第75号）第18条又は第19条に基づく破産手続開始の申立てがなされていないもの
 - ⑤ 暴力団関係者でないこと

※第6期：令和4年1月1日から3月31日までの期間に実施した休業分

注：第1期～第5期（令和2年4月～令和3年10月休業分）は申請受付を終了しています。

Q1-2 中小企業事業主とはどのような企業ですか。

- A. 個人事業主、法人、社団、財団で、下記の「資本金の額又は出資の総額」「常時使用する従業員の数」のいずれかを満たせば、中小企業事業主に該当します。

業種	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数
小売業（飲食店を含む）	5千万円以下	50人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
その他の業種	3億円以下	300人以下

業種の分類は、支援金申請要領P5でご確認ください。

Q1-3 雇用調整助成金の受給時には事業を営んでいたが、現在は廃業しています。雇用維持支援金の交付は受けられますか。

- A. 雇用維持支援金の申請時点で、事業を継続しており、申請日以降も市内において事業を継続し、雇用を維持する意思がある場合でなければ、支援金の交付を受けることはできません。したがって、おたずねの場合は、交付は受けられません。

Q1-4 市外・県外に本社があり、市内の事業所において休業を実施しました。雇用維持支援金の対象となりますか。

- A. 鹿児島市内の事業所において、休業を実施し、鹿児島労働局長から雇用調整助成金等の支給決定を受けていれば、対象となります。

なお、申請にあたっては、本社の住所・法人名で申請いただく必要がございますので、ご注意ください。

Q 1-5 市内に店を構える個人事業主です。私自身の住所は鹿児島市外にありますが、対象となりますか。

A. 鹿児島市内で事業を営んでいる場合は対象となります。

Q 1-6 市内に本社があり、鹿児島市外の事業所において休業を実施しました。市外事業所での休業実施分についても、雇用維持支援金の対象となりますか。

A. 鹿児島市内の事業所における休業実施分のみが対象ですので、市外事業所での休業実施分については、対象外となります。

Q 1-7 市内に複数の事業所を有する1事業主について、事業所ごとに雇用調整助成金等を受給している場合、事業所ごとに上限額まで支援金の交付が受けられますか。

A. 申請者は、個人事業主または法人となるため、市内に複数の事業所を有する場合でも、事業所数に関わらず、1申請者あたり1,000万円が上限額となります。ただし、申請書は事業所ごとにご提出ください。

Q 1-8 店舗を個人事業主2人で共同経営しています。どのように申請すればよいですか。

A. 共同経営の場合は、代表者を立てて申請してください。その際、代表者以外の全ての共同経営者からの委任状が必要となります。
なお、振込先口座については委任を受けた代表者の口座となります。

Q 1-9 判定基礎期間に令和4年1月1日から3月31日まで以外の日付を含んでいる場合は、対象外になりますか。

A. 判定基礎期間の日付の全てが、令和4年1月1日から3月31日までの期間である必要はなく、この期間の日付を含んだ判定基礎期間であれば、交付対象となります。
例えば、判定基礎期間が令和3年12月21日～令和4年1月20日の場合も、第6期の交付対象となります。

Q 1-10 判定基礎期間とは、何ですか。

A. 休業等の実績を判定する原則1か月単位の期間です。雇用調整助成金（緊急雇用安定助成金）支給申請書類のうち、「休業実績一覧表」の「支給申請する1か月間（判定基礎期間）」をご参照ください。

Q 1 - 1 1 令和2年、3年の休業分で、既に交付決定を受けたのですが、令和4年1～3月の休業分も申請できますか。

A. 令和2年4～9月の休業分（第1期）、10～12月の休業分（第2期）、令和3年1～3月（第3期）、4～6月（第4期）、7～10月（第5期）で交付決定を受けた場合も、令和4年1～3月の休業分（第6期）について3判定基礎期間まで申請が可能です。

Q 1 - 1 2 令和4年1～3月の休業分の代わりに、令和3年までの休業分で申請することはできますか。

A. 令和3年以前の休業分は、申請受付を終了していますので、申請することはできません。令和4年1～3月の休業分で3判定基礎期間までが対象です。

Q 1 - 1 3 令和4年1～3月の休業分をこれから申請しようと考えているのですが、令和3年までの休業分も併せて申請できますか。

A. 令和3年以前の休業分は受付を終了していますので、申請できません。

2. 申請手続きについて

(1) 手続き全般

Q 2 - (1) - 1 申請様式はどこで入手できますか。

A. 申請書等の指定様式は、市ホームページからダウンロードしてご使用ください。
また、市役所みなと大通り別館5階でも配布しております。申請書の記載方法等についてご不明な点がございましたら、鹿児島市雇用維持支援金専用ダイヤル（☎099-803-8671）（平日8：30～17：15）までお問い合わせください。

Q 2 - (1) - 2 申請は窓口でもできますか。

A. 新型コロナウイルス感染症対策のため、原則郵送でお願いします。

Q 2 - (1) - 3 申請から受給までどれくらいかかりますか。振り込みにあたっては、通知がなされませんか。

A. 申請書を受理後、内容に不備等がなければ2週間～3週間でご依頼の口座へお振込みいたします。

また、決定金額等については、交付決定通知書を郵送いたします。内容に不備があった場合や申請書に代えて情報提供同意書を提出した場合、時間を要しますので、あらかじめご了承ください。

Q 2 - (1) - 4 現金での受け取りはできますか。

A. 口座振り込みでの対応のみとしており、現金での受け取りはできません。

(2) 提出書類

Q 2 - (2) - 1 雇用調整助成金を各店舗単位で受給している場合、交付申請書（様式第1）の申請者名は支店長名でよいですか。

A. 中小企業事業主であれば、法人単位での申請となります。

そのため、市内の複数店舗でそれぞれ雇用調整助成金を受給している場合でも、交付申請書は法人代表者名で作成してください。

Q 2 - (2) - 2 県外に本社があり、市内の営業所において休業を実施しました。交付申請書（様式第1）の申請者名は鹿児島営業所長名でよいですか。

A. 交付申請書は本社法人の代表者名で作成ください。

また、振込先についても本社名義の口座への振り込みとなります。

Q 2 - (2) - 3 個人事業主ですが、申請者欄の住所には、店舗の住所を記載するのですか、それとも自宅の住所を記載するのですか。

A. 個人事業主の方は、本人確認書類で確認できるお住いの住所をご記入ください。

法人の方は、法人登記されている本店の所在地をご記入ください。

詳しくは、記載例をご参照ください。

Q 2 - (2) - 4 休業を実施した2店舗分の支援金申請にあたって、1枚の申請書にまとめて申請してよいですか。

- A. 休業を実施した店舗や営業所ごとに、それぞれ申請書を作成ください。なお、その場合も、交付申請書は法人代表者名での作成が必要となります。ただし、複数の事業所分をまとめて1枚の雇用調整助成金等の支給決定通知を受けている場合は、1枚の申請書で結構です。

Q 2 - (2) - 5 雇用調整助成金について、鹿児島労働局への申請金額と支給決定金額が異なるのですが、本支援金の申請にあたっては、どちらの金額を記載すればよいですか。

- A. 労働局からの決定通知書に記載された支給決定金額をご記入ください。

Q 2 - (2) - 6 交付申請書（様式第1）に記入する「判定基礎期間」はどの書類を確認すれば分かりますか。

- A. 雇用調整助成金（緊急雇用安定助成金）支給申請書や休業実績一覧表をご確認ください。また、雇用調整助成金決定通知書に記載されている場合もあります。

Q 2 - (2) - 7 交付申請書（様式第1）に記入する「助成金支給番号」はどの書類を確認すれば分かりますか。

- A. 雇用調整助成金支給決定通知書をご確認ください。

Q 2 - (2) - 8 休業を実施した2店舗分の支援金申請にあたって、申請書は店舗ごとにそれぞれ作成したのですが、誓約書（様式第2）もそれぞれ必要ですか。

- A. 申請書同様、誓約書も店舗ごとに提出してください。

Q 2 - (2) - 9 労働局から受けた雇用調整助成金の支給決定通知書を紛失してしまった場合、どうすればよいですか。

- A. 鹿児島労働局職業対策課に「雇用調整助成金・緊急雇用安定助成金支給決定通知書（写）交付願」（市のホームページに様式あり）を提出して、支給決定通知書の写しを入手してください。

切手（定型郵便の場合、25g以内は84円、50g以内は94円）を貼った返信用封筒（宛先記入済みのもの）を同封のうえ、〒892-0847 鹿児島市西千石町1-1 鹿児島労働局職業対策課宛 に交付願をお送りください。

Q 2 - (2) - 10 労働局へ雇用調整助成金の支給申請を行った際の申請書類の写しを取っていない場合、どうすればよいですか。

- A. 雇用調整助成金（緊急雇用安定助成金）支給申請書類の写しが手元にない場合は、「情報提供同意書」（市のホームページに様式あり）を、交付申請書（様式第1）等とあわせて鹿児島市雇用推進課へご提出ください。

Q 2 - (2) - 1 1 「本人確認書類」は具体的にどのような書類が必要ですか。

- A. <個人事業主の場合>

運転免許証（両面）（返納している場合は、運転経歴証明書で代替可能）、個人番号カード（オモテ面のみ）、写真付きの住民基本台帳カード（オモテ面のみ）、敬老パス等の書類を提出してください。

住民票及び各種健康保険証（両面）等の2種類の書類で代替することも可能です。

- <法人の場合>

登記簿謄本（申請時点の状態を確認できるもの）の写しを提出してください。

Q 2 - (2) - 1 2 「振込先口座が確認できる通帳の写し」は具体的にどのような書類が必要ですか。

- A. 銀行名、支店番号、支店名、口座種別、口座番号、名義人が確認できるページの写しを提出してください。

- <個人事業主の場合>

個人（申請者本人）名義の口座の通帳の写し（屋号名義は不可）

通帳を開いた1・2ページ目 等

- <法人の場合>

法人名義の口座の通帳の写し

通帳を開いた1・2ページ目 等

Q 2 - (2) - 1 3 ネットバンク等で紙媒体の通帳がないのですが、どのような書類が必要ですか。

- A. 電子通帳等で紙媒体の通帳がない場合は、銀行名、支店番号、支店名、口座種別、口座番号、名義人が確認できる画面等の画像（紙媒体に出力したもの）を提出してください。当座預金で紙媒体の通帳がない場合も同様です。

Q 2 - (2) - 1 4 店舗が市内と市外に複数あり、雇用調整助成金等の申請は、本支店分をまとめて本店で行い、支給決定通知を受けているのですが、支援金はどのように申請すればよいのですか。

- A. 鹿児島市内の事業所にかかる休業が対象ですので、鹿児島市を含む複数の市区町村に所在する個々の事業所を一括して雇用調整助成金等の支給決定を受けた場合は、「事業所内訳書」（市のホームページに様式あり）を提出してください。
- ただし、一括で支給決定を受けた場合でも、事業所が鹿児島市内のみの場合は、「事業所内訳書」の提出は必要ありません。

Q 2 - (2) - 1 5 労働局へ雇用調整助成金の申請中で、支給決定通知書がまだ届いていないのですが、先に申請ができますか。

- A. 労働局からの雇用調整助成金支給決定通知書まで揃った状態での申請が必要です。

Q 2 - (2) - 1 6 申請書や誓約書に押印は必要ですか。

- A. 交付申請書（様式第1）及び誓約書（様式第2）への押印は不要です。
- ただし、鹿児島労働局長あての「情報提供同意書」、「雇用調整助成金・緊急雇用安定助成金支給決定通知書（写）交付願」については、署名（自筆）の場合は押印不要ですが、記名（ゴム印やパソコン入力）の場合は押印が必要です。